広島県告示第千百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和八年十二月十日までの間、縦覧に供する。

令和八年十一月二十六日

広島県知事　横　田　美　香

一　道路の種類

一般国道

二　路線名

四三二号

三　道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
竹原市東野町字山田八九一番二地先から竹原市東野町字山田九五三番一〇地先まで	旧	九・〇〇～一四・〇〇	二三五・〇〇	
	新	三〇・〇〇～四〇・〇〇	二三五・〇〇	拡幅
竹原市東野町字山田九五三番一〇地先から竹原市新庄町字城ノ本一〇一番三地先まで	旧	八・〇〇～二二・〇〇	一、二三五・〇〇	
	新	八・〇〇～二二・〇〇	一、二三五・〇〇	ダブルウェイ
		二七・〇〇～六〇・〇〇	一、二八一・〇〇	
竹原市新庄町字城ノ本一〇一番三地先から竹原市新庄町字上神田一二六八番一地先まで	旧	九・〇〇～一八・〇〇	七五七・〇〇	
	新	二七・〇〇～四六・〇〇	七五七・〇〇	拡幅